

令和元年 5 月 24 日

議 員 各 位

村上市議会議長 三田 敏秋

政務活動費の取扱いについて

このことについて、去る 5 月 17 日開催の議会運営委員会正副委員長及び総務文教常任委員会正副委員長による政務活動費審査会の審査内容に基づき、今後は下記のとおり取扱いくださるようお願いいたします。

記

先進地視察先に持参する土産代について【調査研究費】

事 例	審査結果、意見等
会派で先進地視察を実施。視察先 2 カ所に対するお土産代として、合計 17,400 円（地酒 2 本 12,000 円、村上茶 2 つ 5,400 円）を支出した。 このお土産代に係る政務活動費の充当の取扱い。	視察先へのお土産代については、有料の視察など受入れ先の状況や市物産の P R といった側面もあることから、その案件によって「社会通念上妥当な範囲内」の支出に努めるものとする。したがって、お土産代の上限額は定めず、政務活動費充当の適否の判断が困難な場合は、審査会で審査し判断するものとする。

政務活動費の活用について

平成 30 年度政務活動費の執行率（交付決定額に占める対象経費の割合）が次のとおり例年より低かったことから、より充実した調査研究活動となるよう、議員各位においては、政務活動費のより一層の有効かつ積極的な活用について配慮願いたい。

平成 30 年度政務活動費の執行率

区分	H28	H29	H30
会 派	89.89%	96.60%	80.62%
無会派	18.44%	0.00%	34.92%
議 員	84.08%	85.00%	81.41%